

## 平成十年法律第九十号

投資事業有限責任組合契約に関する法律  
目次

第一回 総則（第一条—第五条）	組合員の権利及び義務（第六条—第十条）
第二回 組合員の退会（第十一回—第十二条）	組合員の退会（第十一回—第十二条）
第三回 組合の解散及び清算（第十三回—第十四条）	組合の解散及び清算（第十三回—第十四条）
第四回 民法の準用（第十六回）	民法の準用（第十六回）
第五回 登記（第十七回—第三十三回）	登記（第十七回—第三十三回）
第六回 罰則（第三十四回—第三十五回）	罰則（第三十四回—第三十五回）
第七回 附則	附則

第一回 総則（第一条—第五条）	組合の事業
第二回 組合員の退会（第十一回—第十二条）	組合の名称
第三回 組合の解散及び清算（第十三回—第十四条）	組合の事務所の所在地
第四回 民法の準用（第十六回）	組合員の氏名又は名称及び住所並びに無限責任組合員と有限責任組合員との別
第五回 登記（第十七回—第三十三回）	組合員の存続期間
第六回 罰則（第三十四回—第三十五回）	組合に對してする通知又は催告は、組合の事務所の所在地又は無限責任組合員の住所にあてすれば足りる。
第七回 附則	組合の存続期間

第一回 総則（第一条—第五条）	組合契約の契約書（以下「組合契約書」といふ。）には、次の事項を記載し、各組合員はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。 （目的）
第二回 組合員の退会（第十一回—第十二条）	（定義） この法律において「事業者」とは、法人（外国法人（本邦法人又は本邦人がその経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める者を除く。次回第一項第十一号において同じ。）を除く。）及び事業を行う個人をいう。 （投資事業有限責任組合契約）
第三回 組合の解散及び清算（第十三回—第十四条）	この法律において「投資事業有限責任組合」とは、各当事者が出資を行ない、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。 （株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに合同会社又は企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有。以下同じ。）又は合同会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有。
第四回 民法の準用（第十六回）	（株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は指定有価証券若しくは外國法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有。以下同じ。）又は、前項第一号から第三号まで、第六号又は第八号に掲げる事業に係る株式・持分・新株予約権又は指定有価証券には、前項第一項の政令で定める方法により行う業務上の余裕金の運用又は指定期限内に、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの。
第五回 登記（第十七回—第三十三回）	（組合契約の目的） 組合契約の目的を達成するため、政令で定める方法により行う業務上の余裕金の運用又は指定期限内に、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの。
第六回 罰則（第三十四回—第三十五回）	（組合員の権利及び義務） 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。 （組合員の出資） 組合員は、出資一口の金額は、均一でなければならぬ。 （組合員の責任） 組合員は、金銭その他の財産のみをもつて出資の目的とすることができる。 （業務の決定及び執行の方法等） 組合の業務は、無限責任組合員が決定し、これを執行する。
第七回 附則	（組合員の責務） 組合員は、出資の額を限度として組合の債務を弁済する責任を負う。 （組合員の債務） 組合員は、出資の額を限度として組合の債務を弁済する責任を負う。 （組合員の債務） 組合員は、出資の額を限度として組合の債務を弁済する責任を負う。

と取引をした者に対し無限責任組合員と同一の責任を負う。

#### (財産分配の制限)

**第十一条** 組合財産は、貸借対照表上の純資産額を超えて、これを分配することができない。

2 有限責任組合員は、前項の規定に反して分配を受けた場合は、当該分配を受けた金額の範囲内において、組合の債務を弁済する責任を負う。ただし、有限責任組合員が当該分配を受けた時から五年を経過したときは、この限りでない。

#### 第三章 組合員の脱退

**(任意脱退)** 組合員の脱退

**第十二条** 各組合員は、やむを得ない場合を除いて、組合を脱退することができない。

**(非任意脱退)** 組合員は、次のことによつて脱退する。

一 死亡

二 破産手続開始の決定

三 後見開始の審判を受けたこと。

四 除名

#### (解散の事由) 組合の解散及び清算

**第十三条** 組合は、次の事由によつて解散する。

一、その事由が生じた日から二週間以内であつて解散の登記をする日までに、残存する組合員の一致によつて新たに無限責任組合員又は有

限責任組合員を加入させたときは、この限りでない。

二、無限責任組合員又は有限責任組合員の全員の一致によつて新たに無限責任組合員又は有

限責任組合員を加入させたときは、この限りでない。

三、存続期間の満了

四、組合契約で前三号に掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由の発生

(清算人) 組合が解散したときは、無限責任組合員がその清算人となる。ただし、総組合員の過半数をもつて他人を選任したときは、この限りでない。

**第十五条** 清算人が数人あるときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

**第五章 民法の準用**

(民法の準用) 民法の準用

**第十六条** 組合については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条の二から第六

百六十九条まで(他の組合員の債務不履行、組合員の一人についての意思表示の無効等、組合財産の共有及び金銭出資の不履行の責任、第六百七十二条から第六百七十四条まで(委任の規定の準用、業務執行組合員の辞任及び解任、組合員の組合の業務及び財産状況に関する検査並びに組合員の損益分配の割合)、第六百七十一条第一項(組合の債権者の権利の行使)、第六百七十六条から第六百七十七条の二まで(組合員の持分の処分及び組合財産の分割、組合財産に対する組合員の債権者の権利の行使の禁止並びに組合員の加入)、第六百八十条から第六百八十一条まで(組合員の除名、脱退した組合員の責任等及び脱退した組合員の持分の払戻し)、第六百八十三条(組合の解散の請求)、第六百八十四条(組合契約の解除の効力)、第六百八十七条(組合員である清算人の辞任及び解任)及び第六百八十八条(清算人の職務及び权限並びに残余財産の分割方法)の規定を準用す

る)は取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

#### (解散の登記)

**第二十二条** 第十三条の規定により組合が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

**第二十三条** 無限責任組合員が清算人となつたときは、解散の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

**第二十四条** 削除

**(清算結了の登記)**

**第二十五条** 清算が結了したときは、清算結了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

**第二十六条** 登記の申請

**(管轄登記所及び登記簿)**

**第二十七条** 組合契約の登記に関する事務は、組合の主たる事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれららの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

**第二十八条** 組合において前条各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

**第二十九条** 組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第十七条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

**(業務執行停止の仮処分等の登記)**

**第二十条** 無限責任組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する

(変更の登記の添付書面)

**第二十八条** 第十七条各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事由を証する書面を添付しなければならない。

#### (解散の登記の添付書面)

**第二十九条** 解散の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

#### (清算人の登記の添付書面)

**第三十条** 総組合員の過半数をもつて選任した清算人の登記の申請書には、総組合員の過半数の一致があつたことを証する書面及びその者が受任したことを証する書面を添付しなければならない。

#### (清算人の登記の添付書面)

**第三十一条** 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

#### (清算人の登記の添付書面)

**第三十二条** 清算結了の登記の申請書には、組合財産の処分が完了したことを証する組合員が作成した書面を添付しなければならない。

#### (商業登記法等の準用)

**第三十三条** 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十号)第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条(登記簿等及び登記手続の通則)、第二十七条(同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項(株式会社の登記)、第一百三十二条から第一百三十七条まで及び第一百三十九条から第一百四十八条まで(登記の更正及び抹消並びに雜則)並びに民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、同条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所の所在地」(外国法人にあっては、各事務所の所在地)とあるのは「投資事業有限責任

責任を負う。

2 有限責任組合員は、前項の規定に反して分配を受けた場合は、当該分配を受けた金額の範囲内において、組合の債務を弁済する責任を負う。ただし、有限責任組合員が当該分配を受けた時から五年を経過したときは、この限りでない。

#### (財産分配の制限)

**第十一条** 組合財産は、貸借対照表上の純資産額を超えて、これを分配することができない。

2 有限責任組合員は、前項の規定に反して分配を受けた場合は、当該分配を受けた金額の範囲内において、組合の債務を弁済する責任を負う。ただし、有限責任組合員が当該分配を受けた時から五年を経過したときは、この限りでない。

#### 第三章 組合員の脱退

**(任意脱退)** 組合員の脱退

**第十二条** 各組合員は、やむを得ない場合を除いて、組合を脱退することができない。

**(非任意脱退)** 組合員は、次のことによつて脱退する。

一 死亡

二 破産手続開始の決定

三 後見開始の審判を受けたこと。

四 除名

#### (解散の事由) 組合の解散及び清算

**第十三条** 組合は、次の事由によつて解散する。

一、その事由が生じた日から二週間以内であつて解散の登記をする日までに、残存する組合員の一致によつて新たに無限責任組合員又は有

限責任組合員を加入させたときは、この限りでない。

二、無限責任組合員又は有限責任組合員の全員の一致によつて新たに無限責任組合員又は有

限責任組合員を加入させたときは、この限りでない。

三、存続期間の満了

四、組合契約で前三号に掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由の発生

(清算人) 組合が解散したときは、無限責任組合員がその清算人となる。ただし、総組合員の過半数をもつて他人を選任したときは、この限りでない。

**第十五条** 清算人が数人あるときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

**第五章 民法の準用**

(民法の準用) 民法の準用

**第十六条** 組合については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条の二から第六









附 則（令和六年六月七月法律第四五号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中産業競争力強化法第百七条第一項

並びに第百十条第二項及び第三項の改正規定

並びに附則第六条の規定 公布の日

二 第一条中産業競争力強化法第十七条の四第一項の改正規定（又は）を「若しくは」に改め、「類似するもの」の下に「又は外国法人のために発行される暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）

第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。）

（を加える部分に限る。）及び第二条中投資

事業有限責任組合契約に関する法律第三条第

一項の改正規定（同項第一号及び第二号に係る部分を除く。）

（検討）

第一条 政府は、この法律の施行後三年を目途と

して、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この

法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状

況について検討を加え、その結果に基づいて必

要な措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為並びに附則

第三条第二項及び前条第二項の規定によりなお

従前の例によることとされる場合におけるこの

法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用に

ついては、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 前三条に規定するもののほか、この法律

の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経

過措置を含む。）は、政令で定める。